

2011年4月1日

お客様各位

キシダ化学株式会社

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令に関するご案内

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さてこの度、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令が平成23年1月14日に公布され、平成23年4月1日より施行致します。これに伴い、弊社総合カタログ記載製品におきましても下記の製品が新たに法規制対象品となりましたのでご連絡申し上げます。

お客様各位におかれましても対象製品につきましては、法規制に準じたお取扱いをしていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 名称を表示すべき危険物及び有害物（法57条1、施行令第18条）

・酸化プロピレン

（商品コード「000-64982」「000-64985」「000-64986」）

・1,3-プロパンサルトン

（商品コード「000-60522」「LBG-60431」）

・1,1-ジメチルヒドラジン

（商品コード「TCI009380」）

経過措置：施行の日において現に存在するものについては、平成23年9月30日までの間は改正法規制の適用を受けない。

2. 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質第2類物質

・酸化プロピレン

（商品コード「000-64982」「000-64985」「000-64986」）

・1,1-ジメチルヒドラジン

（商品コード「TCI009380」）

経過措置：作業主任者の選任ならびに作業環境測定については平成24年4月1日から適用。

以上